

## 「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示制限」の考え方

### 1 現行ガイドラインの記載

(1) 流通・取引慣行ガイドラインにおいて、「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示制限」は、それぞれ「流通業者の取引先に関する制限」及び「小売業者の販売方法に関する制限」に分類されているが、「流通業者の取引先に関する制限」及び「小売業者の販売方法に関する制限」は、いずれも、それ自体は原則違法の行為類型ではない。

例えば、「流通業者の取引先に関する制限」に分類されている「帳合取引の義務付け」及び「仲間取引の禁止」は、「これによって当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」に違法としている<sup>1</sup>。

また、「小売業者の販売方法<sup>2</sup>に関する制限」は、「それなりの合理的な理由が認められ、かつ、他の取引先小売業者に対しても同等の条件が課せられている場合には、それ自体は独占禁止法上問題となるものではない」としている<sup>3</sup>。

(2) 他方、「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示の制限」については、それぞれに該当する行為を、「安売りを行うことを理由に小売業者へ販売しないようにさせること」、「店頭、チラシ等で表示する価格について制限し、又は価格を明示した広告を行うことを禁止すること」等<sup>4</sup>といったように、メーカーが流通業者の販売価格決定に関与する行為に限定した上で、これらの行為を原則違法としている。

### 2 「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示制限」が原則違法である理由

(1) 流通業者が自己の販売価格を自主的に決定することに関しては、流通・取引慣行ガイドラインにおいて、「事業者の事業活動において最も基本的な事項であり、かつ、これによって事業者間の競争と消費者の選択が確保される」

<sup>1</sup> 第2部第2の4(2)、第2部第2の4(3)

<sup>2</sup> 販売価格、販売地域及び販売先に関するものを除く。

<sup>3</sup> 第2部第2の6(2)

<sup>4</sup> 第2部第2の4(4)、第2部第2の6(3)

としている。そして、これを拘束する行為である「再販売価格維持行為」は、「流通業者間の価格競争を減少・消滅させることになることから」原則違法としている<sup>5</sup>。

- (2) 「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示の制限」も、事業者の事業活動の最も基本的な事項である「自己の販売価格を自主的に決定すること」に關与する行為であることから、行為それ自体が反競争性を有する「再販売価格維持行為」の考え方に準じて、原則違法ということとしている。

### 3 考え方

「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示制限」については、日本において、最近に至るまでこれらの行為について、様々な法的措置の事案があること、欧州当局においても法執行がみられること、独占禁止法の直接の目的が公正かつ自由な競争の促進という点に鑑みると、原則違法と位置付けることに不合理な点はなく、全体見直しに当たり、基本的にこの考え方を維持していくことが適当である。

～別添資料～

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 別添 1 | 第 4 回研究会資料抜粋（電子情報技術産業協会提出資料抜粋） |
| 別添 2 | 審判決例（ガイドライン制定後）                |
| 別添 3 | 欧州における価格に関する広告・表示制限についての主な決定等  |

以上

---

<sup>5</sup> 第 2 部第 1 の 1 ( 1 )